

「神戸市 障害者虐待防止センター運営業務」

公募型プロポーザル募集要領

令和6年2月

神戸市福祉局障害者支援課

本要領は本市が障害者虐待防止センター運営業務について、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「神戸市障害者虐待防止センター運営業務」を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1. 業務の概要

- (1) 委託業務名
神戸市 障害者虐待防止センター運営業務
- (2) 業務の内容
「神戸市 障害者虐待防止センター運営業務」公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 委託期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間 24時間365日 ※予算成立を前提とする
※受託者が法及びこれに関連する政令及び厚生労働省令等により定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。
- (4) 契約金額の上限
金5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 履行場所
神戸市内が望ましい

（参考）令和4年度通報件数：389件（うち通報以外 292件）

2. 受託事業者資格要件

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による法的手続きをしていないこと。
- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (5) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等に滞納又は未申告がないこと。
- (6) 暴力団員が役員又は代表者として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号」に該当しないこと。
- (7) プライバシーマークを取得していること。
- (8) 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

3. 委託事業者選定スケジュール

- (1) 募集要領の配布開始 令和6年2月14日（水）
- (2) 質問書の提出 令和6年2月14日（水）～令和6年2月20日（火）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (3) 質問の回答 | 令和6年2月22日(木) |
| (4) 参加申請 | 令和6年2月14日(水)～令和6年2月28日(水) |
| (5) 企画提案書の受付期間 | 令和6年2月29日(木)～令和6年3月8日(金) |
| (6) 選考審査会 | 令和6年3月22日(金) |
| (7) 選考結果の通知 | 令和6年3月下旬(予定) |
| (8) 契約日 | 令和6年4月1日(月) |

4. 質問書の提出

- (1) 提出期間
令和6年2月14日(水)～令和6年2月20日(火) 午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書(様式4)に質問事項を記入し、本要領12に規定する問合せ先に電子メールで提出すること。件名は「神戸市障害者虐待防止センター運営業務についての質問」とする。また、必ず到着確認を電話で行うこと。(土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
なお、当提出方法による以外の質問は一切受け付けません。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和6年2月20日(火)までに質問のあった企業・団体の担当者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和6年2月22日(木)に電子メールにて送信する。
なお、質問した事業所名は公表しない。また、入札参加資格等に関する質問については、原則として公表しない。応募状況等の問い合わせ及び提出書類の確認については、一切受け付けません。
- (4) その他
本市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。

5. 参加申請

- (1) 申請期間
令和6年2月14日(水)～令和6年2月28日(水) 午後5時まで
(土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (2) 提出場所(担当課)
神戸市福祉局障害者支援課相談支援・虐待対策担当
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 6階
電話番号 078-322-6332
※事前に上記に電話連絡の上、お越してください。
- (3) 提出書類
以下に掲げる書類を各1部提出して下さい。
 - ① プロポーザル参加申請兼資格審査申請書(様式1)
 - ② 法人登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行された正本)
 - ③ 代表者印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行された正本)
 - ④ 委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ)
 - ⑤ 法人の概要

- ⑥ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑦ 法人等の設立趣旨、運営方針、業務内容等の概要がわかるもの（パンフレット等で可）
- ⑧ 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載） ※任意様式
- ⑨ 国税の納税証明書（「その3の3」法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明用）
※非課税の場合は、これに代わる書類
- ⑩ 地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書（様式2）
- ⑪ 法人市県民税の納税証明書（神戸市内に支店・営業所がある場合）
- ⑫ 誓約書（様式3-1、3-2）
- ⑬ 実績調書（同種または類似業務実績・その他行政関係業務実績）（様式5-1、5-2）
- ⑭ 個人情報保護に関する内部規定
- ⑮ プライバシーマークの取得を証明する書類

その他 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（4） 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）、送付記録が残る方法により、令和6年2月28日（水） 午後5時までに上記提出場所に必着のこと。

（5） 参加資格の審査

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時通知する。

（6） 参加資格の取消し

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者（以下「参加申請者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加できない。

- ① 本要領2に定める受託事業者資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 本要領5(3)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6. 企画提案書・見積書の提出

（1） 提出期限

令和6年3月8日（金） 午後5時まで

（土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

（2） 提出書類

① 企画提案書8部（正本1部、副本7部）

ア) 様式

任意様式とする。

ただし、別紙仕様書の内容を踏まえてA4サイズ、両面印刷で提案内容を10ページ以内に（表紙・目次を除く）にまとめること。また、表紙及び目次を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本1部には事業（会社）名を記載し、副本7部には事業所（会社）名、ロゴマーク等事業所を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 使用言語

日本語とする。

ウ) その他

企画提案書以外の提案説明資料の添付又は提出は認めない。また企画提案書の提出は1参加申請者につき1提案とする。

② 見積書1部

ア) 様式

様式は問わない。ただし、A4サイズ片面とし、事業所の名称を記載した封筒に入れて封緘すること。

イ) 記載事項

次に掲げる事項をすべて記載すること。

- a) 見積年月日、見積書の有効期限、事業所の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先(担当者の氏名及び電話番号)を記入し、会社印及び代表者の印を押すこと。
- b) 消費税及び地方消費税額、業務にかかる費用の総額。なお、ここでいう業務とは、仕様書1ページに記載の「4 業務内容」をいう。

(3) 提出場所(担当課)

神戸市福祉局障害者支援課相談支援・虐待対策担当
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 6階
電話番号 078-322-6332

※事前に上記に電話連絡の上、お越してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ(土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))、送付記録が残る方法により、令和6年3月8日(金) 午後5時までに上記提出場所に必着のこと。

7. 受託候補者の審査方法

(1) 提案審査委員会の実施

- ① 外部委員と本市職員で構成する受託者選定に係る提案審査委員会において、企画提案書等を審査し、受託候補者を選考する。
- ② 審査に当たっては、参加申請者による提案内容説明会(プレゼンテーション)の実施を予定している。
- ③ 提案内容説明会(プレゼンテーション)の日程、場所その他詳細については、改めて参加申請者に通知する。

(2) 委託先事業者(候補者)の選定基準

下記の基準に基づき、総合的に委託先事業者の選考を行うものとします。

項目	評価内容	配点
内容点	仕様書の実現性が高く、妥当な提案であることを評価する。 (配点内訳と評価観点) 1. 業務の管理体制 ➤ 人員配置及び体制 15点	80点

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務マニュアル整備等、ノウハウの共有体制 5点 ➢ 業務に従事する職員への研修（教育・指導体制） 10点 ➢ 1日・1ヶ月単位の進行管理及び業務遂行の安定性・確実性 5点 ➢ 事故・問題発生時の対応（迅速性、実現性、再発防止性） 10点 <p>2. 経験及び実績 25点</p> <p>下記の業務への従事経験の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同種・類似業務 ➢ 同種・類似業務において工夫した事例や困難だった事例 ➢ その他行政関係業務 <p>3. 業務改善提案 10点</p>	
価格点	見積金額評価点	10点
地元企業		10点
合 計 点		100点

(3) 優先交渉者への確認

評価結果に基づき、本市担当者が優先交渉者と提案内容及び契約意思について確認を行い、認識に齟齬等がないことが確認できれば、受託候補者とする。

(4) 審査結果の通知

結果については、プロポーザル参加者全員に令和6年3月下旬頃に通知する。（選考結果に関する問い合わせには応じません。）

8. 失格事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- (1) 見積書及び企画提案書等の必要な書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 見積書に記名及び押印がないとき。
- (4) 2通以上の見積書を提出したとき。
- (5) 代理人により参加申請の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- (7) プロポーザル参加者の資格がない者が参加したとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (9) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

9. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。本市との委託契約の締結をもって正式な委託先事業者となる者とします。
- (2) 契約の締結に当たっては委託契約書を作成する。
- (3) 本契約は、令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。

10. 契約保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則120号）第25条第6号の規定により免除します。

11. その他

- (1) 当該プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また本市は、提出された書類や選考結果（不採用となった事業所等の名称・審査結果を含む）について、神戸市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となることを承知のうえ提出すること。
- (3) 本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、参加者に無断で使用しない。
- (4) 本市が提示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (5) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (6) 当該プロポーザル応募者は、受託候補者の選考後、この募集要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

12. 当該プロポーザルを担当する部局の名称及び所在地（問合せ先）

神戸市福祉局障害者支援課相談支援・虐待対策担当
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 6階
電話番号 078-322-6332
ファックス 078-322-0393
電子メール soudan_gyakutai@office.city.kobe.lg.jp